

協 議 書

大泉町長 (以下「甲」という。) と事業者
(以下「乙」という。) とは、乙が大泉町 において
行う開発事業により、新たに設置する公共施設等について、都市計画法 32 条
の規定に基づき下記のとおり協議が成立したことを確認する。

年 月 日

甲 大泉町日の出 5 5 番 1 号
大泉町長 印

乙
印

記

1. 新たに設置する公共施設等の種類及び概要、所有者及び管理者については、公共施設等の概要及び管理予定者等一覧表のとおりとする。
2. 甲は、完了検査を行った開発事業事業者に係わる公共施設等についてのみ、帰属又は寄附を認めるものとする。
3. 乙は、帰属又は寄附の手続きを、開発許可を要する開発事業に係わる当該開発区域内の公共施設等については、都市計画法第 36 条第 3 項に基づく工事完了公告後、これ以外については大泉町開発事業指導要綱第 23 条の検査済証交付後、それぞれ 3 ヶ月以内に行うものとする。
4. 帰属に際し乙は、必要な書類を添付した公共施設等の帰属及び寄附に係る登記嘱託書押印願及び引継書を甲に提出するものとする。
5. 帰属又は寄附の登記に要する費用は、乙が負担するものとする。
6. 公共施設等の帰属について、乙の一切の費用を甲へ請求しないものとする。
7. 乙は、帰属又は寄附をした土地及び公共施設等について、所有権が移転した後 3 年間（公園の植栽については 1 年間）は、地中残留物及び土壤汚染並びに設計・施工上の瑕疵担保責任を負うものとする。
8. 乙は、乙の管理することとなる公共施設で、将来、買受者等に管理を移管するものについては、その者に維持管理業務を周知させるものとする。
9. 帰属又は寄附する土地について、乙は乙以外の者の権利をすべて抹消するものとする。
10. 甲へ帰属又は寄附する道路内に埋設管がある場合は、道路法に基づき乙は占用手続きをとるものとする。